

## 古河市スポーツ協会主催（共催）大会開催規程

1. 主催団体等の取り扱いについて・・別紙 1、2 による。
  2. 大会要項は、事前に原案の段階でスポ協事務局と調整する。併せてプログラムも同様とする。
  3. 原則として、参加料を徴収するものとし要項に明記する。
  4. 開・閉会式次第について（原則）  
開会式 ①開会のことば ②優勝杯（市長杯）返還  
③大会会長あいさつ（大会名誉会長あいさつ） ④来賓祝辞  
⑤競技上の注意 ⑥選手宣誓 ⑦閉式のことば  
閉会式 ①開会のことば ②成績発表 ③表彰 ④講評 ⑤閉会のことば
  5. 大会の賞状は、スポ協事務局へ依頼してスポ協事務局で対応する（大会申請に含む）。
  6. 招待状発送者名は主催者（大会会長）とし、招待状は、スポ協事務局を經由し発送する。
  7. 大会結果は、必ずスポ協事務局へ報告する。
  8. 新規事業（スポ協主催大会）の実施については、理事会の合意を得た上で実施する。
  9. 大会におけるスポーツ施設利用調整について
    - 1) スポ協主催大会に係る施設の利用申請は、主管団体が行うこととする。
    - 2) 施設利用に伴う事業の優先順位は、市及び教育委員会が主催する大会→近県大会→近隣（招待）大会→市内大会とする。  
※各事業（大会）の優先順位の詳細は、市→教育委員会→スポ協→スポ少とする。
  10. スポーツに関して、市へ要望がある場合は、スポ協事務局へ要望書（案）を提出し協議する。
- 付記 上記については、令和 7 年 4 月より実施する。

古河市スポーツ協会主催事業大会運営体制

(別紙1)

内容		大会種別	
		近県（近隣）大会	市内大会
主催		スポ協	スポ協
主管		加盟団体	加盟団体
後援 注1			
賞状発行者		スポ協会長、加盟団体の長	スポ協会長、加盟団体の長
当日 役職	大会会長	スポ協会長	スポ協会長
	大会副会長	スポ協副会長、加盟団体の長	スポ協副会長、加盟団体の長
	運営委員長	加盟団体に一任	加盟団体に一任
招待者（来賓） 注2		大会内容、規模、団体の実情により対応する	大会内容により市長又は教育長

注1) 後援団体は、大会内容、団体の実情により協議の上、追加することができる。

注2) 招待者は原則であり、大会内容（後援団体）、規模、団体の実情により協議の上、追加または削除することができる。

注3) スポーツ少年団については、スポーツ少年団本部に一任する。

市・教育委員会主催事業大会運営体制

(別紙2)

大会種別	行政自治会大会	一般大会	中学大会	市民体育祭 注3	近隣スポ少大会	
	①行政自治会ソフトボール大会 ②行政自治会バレーボール大会	①ALL JAPANマレット大会 ②マスターズ野球大会 ③マスターズサッカー大会	①近県(近隣) 中学大会			
内容						
主催	市	市・(実行委員会)	市・市教育委員会	市・スポ協	市・スポ少本部	
主管	スポ協、加盟団体	スポ協、加盟団体	スポ協、加盟団体	加盟団体	スポ少競技団体	
後援 注1	行政自治会				スポ協	
賞状発行者	市長、スポ協会長	市長、スポ協会長	市長、スポ協会長	スポ協会長、加盟団体の長	市長、スポ少本部長	
当日役職	大会会長	市長	市長	市長	スポ協会長 市長: 名誉大会長	市長
	大会副会長	スポ協会長、加盟団体の長	スポ協会長、加盟団体の長	教育長、スポ協会長、加盟団体の長	スポ協副会長、加盟団体の長	スポ少本部長、スポ少競技団体の長
	大会役員	スポ協副会長、加盟団体の副会長	スポ協副会長、加盟団体の副会長	スポ協副会長、加盟団体の副会長		
	運営委員長	加盟団体の長	加盟団体に一任	加盟団体に一任	加盟団体に一任	スポ少競技団体に一任
招待者 (来賓) 注2	市議長、行政自治会長	市議長				

注1) 後援団体は原則であり、大会内容、団体の実情により協議の上、追加することができる。

注2) 招待者は原則であり、大会内容(後援団体)、規模、団体の実情により協議の上、追加または削除することができる。

注3) 市民を対象とするオープン大会であるため、参加費は、加盟団体所属者と非所属者を分けることなく均一にする。